

2013年3月1日

今冬期の山形県における大雪にかかる災害救助法適用地域にお住まいのご契約者様へ

このたびの大雪により被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今冬期の山形県における大雪により災害救助法が適用された地域(※1)のご契約者様に、保険料払込猶予期間の延長(※2)をさせていただきます。

保険料払込猶予期間の延長をご希望のご契約者様は、弊社お客様サービスセンターまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※1 厚生労働省より発表された、災害救助法適用状況は以下のとおりです。

【法適用日】

平成25年2月26日

【適用市町村】

山形県尾花沢市

※2 保険料払込猶予期間の延長：約款等に定めのある保険料払込猶予期間の規定については適用せず、保険料払込猶予期間を延長いたします。

お客様サービスセンター

0120-431-909 受付時間：9:00-18:00(土日祝日は資料請求受付専用)

SBI 少額短期保険株式会社